

平成 22 年 1 月 20 日
危機管理室 防災課

(仮称) ねりま防災カレッジ計画策定委員会の設置について

1 策定委員会設置の理由

(仮称) ねりま防災カレッジの設立については、新長期計画の計画事業として位置づけられている。

事業の目的である「区民の防災意識・行動力の向上」に向けて、区民や有識者等による練馬区防災懇談会において、平成 19 年 3 月には「(仮称) ねりま防災カレッジ構想」の中間報告、同年 10 月には最終報告が提言されるなど、これまで検討を積み重ねてきた。

今後、平成 23 年 4 月のカレッジ開設に向けて、開設までの準備や開設後の運営を計画的に実施するために、「(仮称) ねりま防災カレッジ計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置し、(仮称) ねりま防災カレッジ計画の策定のための、さらなる検討を行う。

2 策定委員会等の構成 (案)

(1) 策定委員会

委員長	危機管理室長
委員	企画部長、総務部長、区民生活事業本部産業地域振興部長、健康福祉事業本部福祉部長、健康福祉事業本部健康部長、環境まちづくり事業本部土木部長、教育委員会学校教育部長、教育委員会生涯学習部長

(2) 作業部会 (策定委員会に、作業部会を設ける)

部会長	防災課長
副部会長	安全・安心担当課長
部会員	企画部企画課長、総務部人材育成課長 区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課長、 健康福祉事業本部福祉部地域福祉課長、 健康福祉事業本部健康部地域医療課長、 環境まちづくり事業本部土木部管理課長、 教育委員会学校教育部庶務課長、 教育委員会生涯学習部生涯学習課長

3 策定委員会設置要綱 (案)

別紙 (案) のとおり

4 (仮称)ねりま防災カレッジ計画の策定スケジュール(予定)

(1) 策定委員会・作業部会の開催予定

1月下旬	第1回策定委員会
2月上旬	第1回作業部会
3月中旬	第2回作業部会
3月下旬	第2回策定委員会
7月上旬	第3回策定委員会・作業部会

(2) 策定委員会・作業部会以外の主な予定

2月～	防災懇談会委員に対する意見聴取
5月中旬	「素案」を企画総務委員会へ報告
6月上旬	「素案」に関するパブリックコメントを実施
6月下旬	パブリックコメント結果を踏まえ、「計画案」を策定
7月中旬	「計画案」を企画総務委員会へ報告
7月下旬	「計画」の決定

【参考資料】

(資料1) 開設までのスケジュール(案)

(資料2) (仮称)ねりま防災カレッジ計画素案(案)

(仮称) ねりま防災カレッジ計画策定委員会設置要綱 (案)

平成 22 年 1 月●日

21 練危防第●●号

(設置)

第 1 条 地域防災を担う人材の育成および育成した人材を活かす仕組みづくりを目指した
(仮称) ねりま防災カレッジ (以下「カレッジ」という。) の事業計画を策定するため、
(仮称) ねりま防災カレッジ計画策定委員会 (以下「策定委員会」という。) を設置する。

(構成)

第 2 条 策定委員会は、委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、危機管理室長の職にある者とする。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する
委員がその職務を代理する。

(所掌事項)

第 3 条 策定委員会は、つぎに掲げる事項について検討および調整を行う。

(1) カレッジの事業計画策定に関する事項

(2) その他委員長が必要と認める事項

(運営)

第 4 条 策定委員会は、委員長が召集し主宰する。

2 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、または説明
を求めることができる。

(作業部会の設置)

第 5 条 策定委員会には、第 3 条第 1 号に関する事項の調査および検討を行うため、作業
部会を置くことができる。

2 作業部会の構成および運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、危機管理室防災課で処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定
める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 1 月●日から施行する。

別表（第2条関係）

委 員
企画部長
総務部長
区民生活事業本部産業地域振興部長
健康福祉事業本部福祉部長
健康福祉事業本部健康部長
環境まちづくり事業本部土木部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会生涯学習部長

(仮称) ねりま防災カレッジ計画策定委員会作業部会の設置について (案)

(仮称) ねりま防災カレッジ計画策定委員会設置要綱第5条に基づく作業部会の設置はつぎのとおりとする。

(設置)

第1条 (仮称) ねりま防災カレッジの運営方法、事業内容等について検討するため、作業部会を設置する。

(構成)

第2条 作業部会は、部会長、副部会長および部会員をもって構成する。

- 2 部会長は、防災課長の職にある者とする。
- 3 副部会長は、安全・安心担当課長の職にある者とする。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第3条 作業部会の庶務は、危機管理室防災課で処理する。

別表 (第2条関係)

部会員
企画部企画課長
総務部人材育成課長
区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課長
健康福祉事業本部福祉部地域福祉課長
健康福祉事業本部健康部地域医療課長
環境まちづくり事業本部土木部管理課長
教育委員会学校教育部庶務課長
教育委員会生涯学習部生涯学習課長

(仮称) ねりま防災カレッジ 開設までのスケジュール (案)

資料 1

		(仮称) ねりま防災カレッジ計画の策定	カリキュラムの検討	
22年1月	20日(水)	庁議にて、「(仮称) ねりま防災カレッジ計画策定委員会」の設置について報告	1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の既存防災学習施設および他分野の類似施設を視察 ・防災課の既存事業（講習会等）とカレッジとの関係に関する整理 ・光が丘第二小跡施設の利用計画案の作成
	下旬	第1回策定委員会（部長級会議）を開催		
2月	上旬	第1回作業部会（課長級会議）を開催 ⇒「素案（案）」の説明および意見聴取		
		防災懇談会委員に対し、「素案（案）」の意見聴取を実施		
3月	中旬	第2回作業部会を開催 ⇒第1回作業部会を踏まえた修正の説明と意見聴取		
	下旬	第2回策定委員会を開催 ⇒作業部会による検討内容の報告と「素案」の決定		
4月			4月	防災課内にてカリキュラム案を検討
5月	中旬	「素案」を企画総務委員会へ報告	5月下旬	第1回（仮称）カリキュラム検討会議を開催 ⇒カレッジで実施するカリキュラムを検討
6月	上旬	「素案」に関するパブリックコメントを実施	6月～9月	この間、必要に応じて、（仮称）カリキュラム検討会議を開催（月1回程度）
	下旬	パブリックコメントの結果を踏まえ、「計画案」を策定		
7月	上旬	第3回策定委員会および第3回作業部会を開催 ⇒「計画案」の報告		
	中旬	「計画案」を企画総務委員会へ報告		
	下旬	「計画」の決定		
9月			9月中旬	カリキュラムを確定
10月			10月初旬	23年度当初予算編成（開設に向けた経費を計上）
23年4月		開校、事業開始		
24年度		光が丘第二小跡施設にカレッジ施設を開設		